

志保第 113 号
令和2年6月25日

在園児童保護者の皆様

志木市子ども・健康部 保育課長

市内保育所等の通常開園について（お知らせ）

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策につきましては、大変ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、4月7日に埼玉県に対し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されて以来、登園自粛要請を行い、その後4月27日（月）から6月14日（日）までの間は臨時休園、6月15日（月）から6月30日（火）までの間は登園自粛要請を行うなど、皆様のご協力のもと感染拡大の防止対策を進めてまいりましたが、この度、本市の登園自粛要請期間は6月30日（火）をもって終了し、下記のとおり7月1日（水）から通常開園することにいたしました。

皆様方におかれましては、長い期間、登園自粛、臨時休園にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。改めまして深く感謝申し上げます。

しかしながら、特に保育園は、「3密」が生じやすい状況下にあることから、今後もしっかりと新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策にご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、再度、登園自粛要請や臨時休園措置を行う場合もありますので、何卒ご容赦ください。

記

- 1) 通常開園 7月1日（水）～
- 2) 対象となる保育所等 市内全保育園、認定こども園、小規模保育施設

3) 保護者の復職・勤務開始の延長期限について

① 新規入園児童の保護者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため登園を自粛する場合や雇用者側からの要請により育児休暇を延長することになった場合は、復職・勤務開始日を4か月延長し、令和2年9月30日(水)まで可能としています。

② 求職活動期間の延長について

保護者が求職中で入園した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、求職活動が長引いた場合は、現在、入所から6カ月間まで延長できることとしております。

※なお8月入所の方からは、通常どおり入所から1カ月間といたします。

※今後、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、復職及び勤務開始の期限、求職活動のさらなる延長、もしくは短縮を行う場合があります。その場合は、市ホームページ等でご連絡します。

4) 6月分の保育料減額申請書について【0歳児～2歳児クラスのみ対象】

本市において臨時休園及び登園自粛期間であった6月中に新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として保育園をお休みいただいた場合は、別添「保育料減額申請書【6月分】」に必要事項記入の上、**通園している園へ7月17日(金)までにご提出ください。**その後、各園で内容をご確認いただき、各園から市保育課に提出いただいた後、日割り計算で保育料を減額し、後日ご指定の口座に返還いたします。

※なお、7月からは通常開園となりますので、保育料の減額措置はありませんので、ご了承ください。